

パート労働法改正の効果と影響に関する調査研究報告書

「パート労働法改正の効果と影響に関する調査研究委員会」

(主 査) 緒方 桂子 (広島大学大学院法務研究科教授)

(委 員) 禿 あや美 (跡見学園女子大学マネジメント学部准教授)

長谷川 聡 (中央学院大学法学部准教授)

連合総研では2010年10月に、パート労働法改正(2007年)の職場における効果と影響について実態を明らかにし、今後の法見直しに向けた問題提起を行うことを目的に、「パート労働法改正の効果と影響に関する調査研究委員会」(主査:緒方桂子 広島大学教授)を設置した。委員会では、法改正論議の経過と問題点などについて意見交換を行うとともに、6社の企業を対象に労使双方へのヒアリング調査を実施し、2011年12月に調査研究成果を報告書としてとりまとめた。

本報告書では、今後の法見直しに向けた問題提起として、正規型以外のパートタイマーをその適用対象とする「短時間労働者」の定義規定(法2条)を見直すこと、法8条をパートタイマーであることを理由とする差別的取扱いを一般に禁止する規定へと改正すべきこと等、を提唱している。

目次

はじめに

第I部 総論

第1章 本研究会の目的とその背景

第2章 概要

第II部 各論

第1章 パート労働法の法的課題

第1節 「通常の労働者」「短時間労働者」の定義をめぐる問題(2条)

第2節 労働条件の明確化をめぐる問題(6条、7条関係)

第3節 差別的取扱いの禁止・均衡処遇原則のあり方(8条～11条関係)

第4節 転換制度をめぐる問題(12条)

第5節 説明義務の実効性(13条)

第6節 実効性確保のための措置(3条、19～24条)

第2章 パート労働法の運用上の課題

第1節 パート労働法改正による職場の変化

第2節 現行法における「判断基準」の検討

第3節 職務分析・職務評価の具体的な手法およびその活用方法